

第5類 給 与

第1章 報 酬

○大里広域市町村圏組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する 条例

昭和47年4月24日

条例第12号

改正 昭和49年 4月 1日 条例第 3号
平成 4年 3月31日 条例第 1号
平成 7年 3月31日 条例第 1号
平成 9年 3月31日 条例第 2号

(目的)

第1条 この条例は、議会議員の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 議長、副議長及び議員の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 議 長 年額 70,000円
- (2) 副議長 年額 57,000円
- (3) 議 員 年額 47,000円

(支給方法)

第3条 議長及び副議長には、選挙された日の属する月から、議員には職についた日の属する月から、それぞれ報酬を支給する。

2 議長、副議長及び議員が、その職を離れたときは、その日の属する月まで報酬を支給する。

3 前2項の規定により報酬を支給する場合であって、年度の当初から支給するとき以外のとき又は年度の最終月まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は12か月を基礎として、月割によって計算する。

(費用弁償)

第4条 議会議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により、支給する旅費の額及び条例に定めない事項については、大里広域市町村圏組合特別職職員の給料等に関する条例（昭和47年条例第13号）の例による。

第5条 議会の議員が、定例会、臨時会、議会運営委員会又は特別委員会（以下「会議」という。）に出席したときは、費用弁償として1日につき3,000円を支給する。ただし、同一日に2以上の会議に出席した場合においても一の会議に出席したものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年4月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月31日条例第1号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日条例第1号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第2号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

○大里広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例

令和2年3月27日
条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2及び第204条の規定に基づき、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。次条において同じ。）の報酬、費用弁償、給料及び手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関しては、熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年熊谷市条例第33号）の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第2章 給 料

○大里広域市町村圏組合特別職職員の給料等に関する条例

昭和47年4月24日

条例第13号

改正 昭和48年11月30日 条例第 5号
昭和49年 4月 1日 条例第 2号
昭和50年 1月 9日 条例第 1号
昭和52年12月15日 条例第 9号
昭和55年 4月 4日 条例第 4号
平成元年 3月31日 条例第 2号
平成 4年 3月31日 条例第 2号
平成 7年 3月31日 条例第 2号
平成 9年 3月31日 条例第 3号
平成13年 3月30日 条例第 3号
平成14年12月 4日 条例第 4号
平成17年10月 1日 条例第 1号
平成17年12月27日 条例第 2号
平成19年 2月13日 条例第 1号

(目的)

第1条 この条例は、特別職職員の給料等について定めることを目的とする。

(特別職職員の範囲)

第2条 この条例において、特別職職員とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 管理者
- (2) 副管理者
- (3) 監査委員
- (4) 公平委員会委員

(給料及び報酬の額)

第3条 特別職職員の受ける給料又は報酬の額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|----------|---------|
| (1) 管理者 | 給料年額 | 88,000円 |
| (2) 副管理者 | 給料年額 | 79,000円 |
| (3) 監査委員 | 報酬年額 | 23,000円 |
| (4) 公平委員会 | 委員長 報酬年額 | 11,000円 |
| | 委員 報酬年額 | 8,000円 |

(支給方法)

第4条 前条の給料及び報酬の支給方法については、大里広域市町村圏組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年条例第12号)第3条の規定を準用する。

(旅費)

第5条 管理者又は副管理者が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

3 鉄道賃、船賃及び航空賃は、組合の一般職職員の例による。

4 車賃、日当、宿泊料及び食卓料は、熊谷市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例(平成17年熊谷市条例第48号)別表第2の規定を準用する。この場合において、同表中「市内」とあるのは「組合市町」と、「県内にあっては深谷市、行田市、東松山市、鴻巣市、滑川町、嵐山町及び吉見町と、県外にあっては太田市、大泉町及び千代田町」とあるのは「県内にあっては行田市、本庄市、東松山市、鴻巣市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、皆野町、長瀨町、東秩父村及び美里町と、県外にあっては伊勢崎市、太田市、大泉町及び千代田町」と読み替えるものとする。

(外国旅行)

第6条 前条第1項に規定する者が公務のため、外国へ旅行したときの旅費は、前条の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の中の指定職の職務にある者の例による。

(費用弁償)

第7条 監査委員又は公平委員会委員が、公務のため旅行したときの費用弁償については、前2条の規定を準用する。

2 監査委員又は、公平委員会委員が条例及び規則等に規定された会議等に出席したときは、費用弁償とし

て1日につき1,500円を支給する。

(支給手続等)

第8条 この条例に定める給料及び報酬の支給手続きについては、組合一般職職員の給与の手続きの例によるものとし、旅費及び費用弁償に関し、この条例に定めない事項については、組合一般職職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (昭和48年11月30日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年7月1日から適用する。

附 則 (昭和49年4月1日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年1月9日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年12月15日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年12月1日から適用する。

附 則 (昭和55年4月4日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年3月31日条例第2号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和63年11月1日から適用する。

(日当等の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては改正前の条例の規定に基づいて支給された日当等は改正後の条例の規定による日当等の内払いとみなす。

附 則 (平成4年3月31日条例第2号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日条例第2号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日条例第3号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日条例第3号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月4日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年10月1日条例第1号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月27日条例第2号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月13日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○大里広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例

昭和47年4月24日

条例第14号

改正 平成17年10月 1日 条例第 1号

改正 平成25年 6月28日 条例第 5号

改正 令和 2年 7月17日 条例第 7号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 職員の給与に関しては、熊谷市一般職職員の給与に関する条例（平成17年熊谷市条例第51号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

(平成25年7月から平成26年3月までの給与削減措置の特例)

2 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの給与削減措置については、熊谷市、深谷市又は寄居町からの派遣職員にあっては派遣元の市町が行う給与削減措置の例により、熊谷市、深谷市又は寄居町からの派遣職員以外の職員にあっては熊谷市の例による。

附 則（平成17年10月1日条例第1号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日条例第5号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

第3章 諸手当

○大里広域市町村圏組合職員の管理職手当支給条例

昭和47年4月24日

条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、職員の管理職手当について、必要な事項を定めることを目的とする。

(管理職手当)

第2条 管理者は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で定めるものに管理職手当を支給することができる。

2 前項に規定する管理職手当の額は、給料月額額の100分の25をこえてはならない。

3 第1項に掲げる職が欠員の場合はその職を占める職員が休職されている場合にその職について代理、心得等として発令され、その職の職務を行う職員には、第1項の規定によりその職について定められる管理職手当を支給する。

4 月の初日から引き続き当該月の末日までの全期間を勤務しなかったときは、当該月の管理職手当は、支給しない。

(支給方法)

第3条 管理職手当は、その月の給料支給定日に給料の支給方法に準じて支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

○管理職手当等支給に関する規則

昭和47年6月15日

規則第2号

改正 昭和49年 7月 1日規則第 1号
昭和51年 1月16日規則第 1号
昭和52年 1月15日規則第 1号
平成13年 3月30日規則第 5号
平成17年 9月29日規則第 8号
平成30年 2月 5日規則第 1号
令和 7年 3月28日規則第 3号

大里広域市町村圏組合職員の管理職手当支給条例（昭和47年条例第16号）第2条の規定による管理職手当を支給する職及び月額、別表に掲げるとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年7月1日規則第1号）

この規則は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則（昭和51年1月16日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年1月15日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年1月1日から適用する。

附 則（平成13年3月30日規則第5号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月29日規則第8号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成30年2月5日規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日規則第3号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表

組織の区分	職	月額
事 務 局	局 長	82,000円
	次 長	70,000円
	課 長、担当副参事	55,000円
	副参事のうち管理者が指定する者	
	副課長、所長	40,000円

第4章 旅 費

○大里広域市町村圏組合一般職職員の旅費に関する条例

昭和47年4月24日

条例第15号

改正 昭和53年10月30日 条例第 1号
平成12年 3月31日 条例第 2号
平成13年 3月30日 条例第 4号
平成14年12月 4日 条例第 4号
平成17年10月 1日 条例第 1号
平成17年12月27日 条例第 3号
平成19年 2月13日 条例第 2号

(目的)

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員に対し支給する旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(旅費)

第2条 職員の旅費の支給に関しては、熊谷市一般職職員の旅費に関する条例（平成17年熊谷市条例第53号）の規定を準用する。この場合において、同条例別表中「市内」とあるのは「組合市町」と、「県内にあっては深谷市、行田市、東松山市、鴻巣市、滑川町、嵐山町及び吉見町と、県外にあっては太田市、大泉町及び千代田町」とあるのは「県内にあっては行田市、本庄市、東松山市、鴻巣市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、皆野町、長瀬町、東秩父村及び美里町と、県外にあっては伊勢崎市、太田市、大泉町及び千代田町」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年10月30日 条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（平成12年3月31日 条例第2号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日 条例第4号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月4日 条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月1日 条例第1号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日 条例第3号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年 2月13日 条例第2号）

この条例は、平成19年2月13日から施行する。